

改正後	現行
<p style="text-align: center;">前略</p> <p>(用語の意義) 第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) 「割引期間設定」とは、都度利用において対象期間、適用区間等の条件を定めて運賃割引を行う場合をいう。</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>(割引機能を利用した運賃) 第14条の2 都度利用による割引機能を実施する場合、利用した運賃については入場時に使用した決済媒体を継続して利用した場合に限り適用する。適用する割引は割引期間設定とする。 2 前項の割引運賃を適用する場合、その適用条件、運賃等を当社ホームページに掲示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">後略</p>	<p style="text-align: center;">前略</p> <p>(用語の意義) 第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p style="text-align: center;">後略</p>